

町田市地域センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例等の一部を改正する条例

(町田市地域センター条例の一部改正)

第1条 町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下」を「第3項において」に改める。

第3条第1項中「(公の施設の部分に限る。)」を「で別表第2に定めるもの(」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第2の1の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前 9時から 正午まで）	午後（午後 1時から 午後5時 まで）	夜間（午後 5時30 分から午 後10時 まで）	全日（午前 9時から 午後10 時まで）
町田市忠生 市民センタ ー	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	会議室1	750	1,000	1,000	2,750
	会議室2	450	650	650	1,750
	会議室3	600	850	850	2,300
	和室	750	1,000	1,000	2,750
	多目的室A	900	1,200	1,200	3,300
	多目的室B	450	650	650	1,750
	多目的室C	900	1,200	1,200	3,300

	(保育室)				
	多目的室D	750	1,000	1,000	2,750
	料理講習室	900	1,200	1,200	3,300
町田市鶴川 市民センター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第2会議室	1,200	1,600	1,600	4,400
	和室(1)	750	1,000	1,000	2,750
	和室(2)	300	400	400	1,100
	音楽室	750	1,000	1,000	2,750
	小会議室(保育室)	300	400	400	1,100
町田市南市 民センター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第2会議室	900	1,200	1,200	3,300
	和室(1)	750	1,000	1,000	2,750
	和室(2)(保育室)	450	650	650	1,750
	音楽室	750	1,000	1,000	2,750
町田市なる せ駅前市民 センター	ホール	1,500	2,050	2,050	5,600
	第1A会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第1B会議室	600	850	850	2,300
	第2A会議室	300	400	400	1,100

	第2B会議室	300	400	400	1,100
	和室(保育室)	450	650	650	1,750
町田市堺市民センター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第2会議室	600	850	850	2,300
	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室(1)	450	650	650	1,750
	和室(2)(保育室)	200	250	250	700
	音楽室	600	850	850	2,300
町田市小山市民センター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	1,200	1,600	1,600	4,400
	第2会議室	450	650	650	1,750
	第3会議室	450	650	650	1,750
	和室	900	1,200	1,200	3,300
	音楽室	600	850	850	2,300
	多目的室(保育室)	450	650	650	1,750
	いこいの間	無料開放	無料開放	1,800	
町田市玉川学園コミュニティセン	ホール	1,050	1,400	1,400	3,850
	第1会議室	450	650	650	1,750
	第2会議室	300	400	400	1,100

ター	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室(保育室)	300	400	400	1,100
	いこいの間	300	無料開放	400	
町田市木曾 山崎コミュニ ティセン ター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	A館会議室	750	1,000	1,000	2,750
	A館和室	600	850	850	2,300
	A館音楽室	750	1,000	1,000	2,750
	A館小会議室 (保育室)	300	400	400	1,100
	B館大会議室	1,200	1,600	1,600	4,400
	B館会議室	300	400	400	1,100
	B館和室	300	400	400	1,100
町田市成瀬 コミュニテ ィセンター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	450	650	650	1,750
	第2会議室	450	650	650	1,750
	和室(保育室)	300	400	400	1,100
	音楽室	750	1,000	1,000	2,750
	多目的室A	750	1,000	1,000	2,750
	多目的室B	750	1,000	1,000	2,750
	多目的室C	1,200	1,600	1,600	4,400
	美術工芸室	750	1,000	1,000	2,750

町田市つくし野コミュニティセンター	ホール	1,500	2,050	2,050	5,600
	第1会議室	450	650	650	1,750
	第2会議室	900	1,200	1,200	3,300
	和室(保育室)	450	650	650	1,750
	音楽室	600	850	850	2,300
町田市木曾森野コミュニティセンター	ホール	1,500	2,050	2,050	5,600
	第1会議室	1,200	1,600	1,600	4,400
	第2会議室	600	850	850	2,300
	和室(保育室)	600	850	850	2,300
	音楽室	750	1,000	1,000	2,750
町田市三輪コミュニティセンター	ホール	1,500	2,050	2,050	5,600
	第1会議室	450	650	650	1,750
	第2会議室	600	850	850	2,300
	第3会議室	200	250	250	700
	第4会議室	600	850	850	2,300
	第5会議室	300	400	400	1,100
	和室(保育室)	450	650	650	1,750

(町田市公民館条例の一部改正)

第2条 町田市公民館条例(昭和53年9月町田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

#### 1 施設使用料

施設の名称		使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール		4,050	4,650	4,050	12,750
諸活動室	学習室1	900	1,000	900	2,800
	学習室2	1,550	1,750	1,550	4,850
	学習室3	500	600	500	1,600
	学習室4	500	600	500	1,600
	学習室5	600	700	600	1,900
	学習室6	600	700	600	1,900
	学習室7	800	950	800	2,550
	視聴覚室	1,550	1,750	1,550	4,850
	調理実習室	1,750	2,000	1,750	5,500
	美術工芸室	1,250	1,450	1,250	3,950
	プレイルーム	800	950	800	2,550
	音楽室1	900	1,050	900	2,850
	音楽室2	500	600	500	1,600
	和室1	1,050	1,200	1,050	3,300
	和室2	700	800	700	2,200
保育室	1,850	2,100	1,850	5,800	

(町田市健康福祉会館条例の一部改正)

第3条 町田市健康福祉会館条例（昭和63年12月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表講習室の項中「1,800」を「2,350」に、「2,800」及び「3,500」を「3,100」に、「8,100」を「8,550」に改める。

(町田市わくわくプラザ条例の一部改正)

第4条 町田市わくわくプラザ条例（平成5年6月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1会議室の項中「800」を「850」に、「2,200」を「2,300」に改め、同表講習室の項中「1,200」を「1,500」に、「1,800」及び「2,300」を「2,050」に、「5,300」を「5,600」に改める。

(町田市民フォーラム条例の一部改正)

第5条 町田市民フォーラム条例（平成11年9月町田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第9条関係）」に改め、同表の1の表ホールの項中「7,200」を「8,550」に、「9,600」及び「10,700」を「11,400」に、「27,500」を「31,350」に改め、別表の1の表活動諸室の部を次のように改める。

活 動 諸 室	視聴覚室		1,650	2,200	2,200	6,050
	調理室		3,300	3,300	3,800	10,400
	和室（水屋は 和室（3）に 含む。）	(1)	550	700	700	1,950
		(2)	550	700	700	1,950
		(3)	300	400	400	1,100



第1学習室	A	700	950	950	2,600
	B	700	950	950	2,600
第2学習室	A	700	950	950	2,600
	B	700	950	950	2,600

(町田市男女平等推進センター条例の一部改正)

第6条 町田市男女平等推進センター条例（平成11年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表多目的実習室の項中「1,100」を「1,300」に、「1,500」及び「1,600」を「1,700」に、「4,200」を「4,700」に改め、同表活動室の項中「1,100」を「1,300」に、「1,500」及び「1,600」を「1,700」に、「4,200」を「4,700」に改める。

(町田市民文学館条例の一部改正)

第7条 町田市民文学館条例（平成18年6月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

1 施設使用料

施設の名称	定員（人）	利用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
大会議室	54（机あり） 108（机	2,500	2,850	2,850	8,200

	なし)				
第1会議室	12	400	450	450	1,300
第2会議室	12	400	450	450	1,300
第3会議室	6	200	200	200	600
第4会議室	12	400	450	450	1,300
第5会議室	12	400	450	450	1,300
第6会議室	30	1,150	1,300	1,300	3,750
保育室	12	600	700	700	2,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第5条（別表の1の表ホールの項の改正規定に限る。）及び附則第3項の規定は、同年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第5条（別表の1の表ホールの項の改正規定に限る。）を除く。）による改正後の町田市地域センター条例、町田市公民館条例、町田市健康福祉会館条例、町田市わくわくプラザ条例、町田市民フォーラム条例、町田市男女平等推進センター条例及び町田市民文学館条例の規定は、平成29年7月1日以後の使用等に係る使用料等から適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 第5条（別表の1の表ホールの項の改正規定に限る。）の規定による改正後の町田市民フォーラム条例の規定は、平成29年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市民センター及びコミュニティセンター)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(第3項において「公の施設」という。)及び同法第155条第1項に規定する出張所として設置するセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第3条 センターの施設及び附属設備で別表第2に定めるもの(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条</p> <p>略</p>	<p>(市民センター及びコミュニティセンター)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)及び同法第155条第1項に規定する出張所として設置するセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第3条 センターの施設及び附属設備(公の施設の部分に限る。以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 <u>施設等のうち、別表第2に掲げるものは、有料とする。</u></p> <p><u>2</u> 略</p>

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9 時から正午 まで）	午後（午後1 時から午後 5時まで）	夜間（午後5 時30分か ら午後10 時まで）	全日（午前9 時から午後 10時まで）
町田市忠生 市民センタ ー	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	会議室1	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	会議室2	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	会議室3	<u>600</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	和室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室A	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	多目的室B	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	多目的室C（保育室）	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	多目的室D	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	料理講習室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
町田市鶴川 市民センタ ー	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	第2会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	和室（1）	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	和室（2）	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	小会議室（保育室）	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
町田市南市 民センター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	第2会議室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	和室（1）	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	和室（2）（保育室）	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
町田市なる せ駅前市民 センター	ホール	<u>1,500</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>5,600</u>
	第1A会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	第1B会議室	<u>600</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	第2A会議室	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	第2B会議室	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	和室（保育室）	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
町田市堺市 民センター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

	第2会議室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室（1）	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	和室（2）（保育室）	200	<u>250</u>	<u>250</u>	700
	音楽室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
町田市小山 市民センター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	第2会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第3会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	和室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	音楽室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	多目的室（保育室）	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	いこいの間	無料開放	無料開放	<u>1,800</u>	
町田市玉川 学園コミュニ ティセン ター	ホール	<u>1,050</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>3,850</u>
	第1会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第2会議室	300	400	400	1,100
	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室（保育室）	300	400	400	1,100
	いこいの間	300	無料開放	400	
町田市木曾 山崎コミュニ ティセン ター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	A館会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	A館和室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	A館音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	A館小会議室（保育室）	300	400	400	1,100
	B館大会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	B館会議室	300	400	400	1,100
	B館和室	300	400	400	1,100
町田市成瀬 コミュニ ティセン ター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第2会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	和室（保育室）	300	400	400	1,100
	音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室A	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室B	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室C	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	美術工芸室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
町田市つく	ホール	<u>1,500</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>5,600</u>

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

し野コミュニティセンター	第1会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第2会議室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	和室（保育室）	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	音楽室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
町田市木曾森野コミュニティセンター	ホール	<u>1,500</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>5,600</u>
	第1会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	第2会議室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	和室（保育室）	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
町田市三輪コミュニティセンター	ホール	<u>1,500</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>5,600</u>
	第1会議室	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第2会議室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	第3会議室	200	<u>250</u>	<u>250</u>	700
	第4会議室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	第5会議室	300	400	400	1,100
	和室（保育室）	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>

備考 略

2 略

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9 時から正午 まで）	午後（午後1 時から午後 5時まで）	夜間（午後5 時30分か ら午後10 時まで）	全日（午前9 時から午後 10時まで）
町田市忠生 市民センタ ー	ホール	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>
	会議室1	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	会議室2	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	会議室3	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	和室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	多目的室A	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>3,200</u>
	多目的室B	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	多目的室C（保育室）	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>3,200</u>
	多目的室D	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	料理講習室	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>3,200</u>
町田市鶴川 市民センタ ー	ホール	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>
	第1会議室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	第2会議室	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>4,200</u>
	和室（1）	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	和室（2）	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	音楽室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	小会議室（保育室）	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
町田市南市 民センター	ホール	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>
	第1会議室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	第2会議室	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>3,200</u>
	和室（1）	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	和室（2）（保育室）	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	音楽室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
町田市なる せ駅前市民 センター	ホール	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,300</u>	<u>5,300</u>
	第1A会議室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	第1B会議室	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	第2A会議室	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	第2B会議室	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,100</u>
	和室（保育室）	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
町田市堺市 民センター	ホール	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>
	第1会議室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

	第2会議室	600	800	800	2,200
	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室（1）	400	600	700	1,700
	和室（2）（保育室）	200	200	300	700
	音楽室	600	800	800	2,200
町田市小山 市民センタ ー	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	第1会議室	1,100	1,400	1,700	4,200
	第2会議室	400	600	700	1,700
	第3会議室	400	600	700	1,700
	和室	800	1,100	1,300	3,200
	音楽室	600	800	800	2,200
	多目的室（保育室）	400	600	700	1,700
	いこいの間	無料開放	無料開放	1,700	
町田市玉川 学園コミュ ニティセン ター	ホール	700	1,200	1,800	3,700
	第1会議室	400	600	700	1,700
	第2会議室	300	400	400	1,100
	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室（保育室）	300	400	400	1,100
	いこいの間	300	無料開放	400	
町田市木曾 山崎コミュ ニティセン ター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	A館会議室	700	900	1,100	2,700
	A館和室	600	800	800	2,200
	A館音楽室	700	900	1,100	2,700
	A館小会議室（保育室）	300	400	400	1,100
	B館大会議室	1,100	1,400	1,700	4,200
	B館会議室	300	400	400	1,100
	B館和室	300	400	400	1,100
町田市成瀬 コミュニテ ィセンター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	第1会議室	400	600	700	1,700
	第2会議室	400	600	700	1,700
	和室（保育室）	300	400	400	1,100
	音楽室	700	900	1,100	2,700
	多目的室A	700	900	1,100	2,700
	多目的室B	700	900	1,100	2,700
	多目的室C	1,100	1,400	1,700	4,200
	美術工芸室	700	900	1,100	2,700
町田市つく	ホール	1,200	1,800	2,300	5,300



町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

し野コミュニティセンター	第1会議室	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	第2会議室	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>3,200</u>
	和室（保育室）	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	音楽室	600	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
町田市木曾森野コミュニティセンター	ホール	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,300</u>	<u>5,300</u>
	第1会議室	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>4,200</u>
	第2会議室	600	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	和室（保育室）	600	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	音楽室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
町田市三輪コミュニティセンター	ホール	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,300</u>	<u>5,300</u>
	第1会議室	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	第2会議室	600	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	第3会議室	200	<u>200</u>	<u>300</u>	700
	第4会議室	600	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	第5会議室	300	400	400	1,100
	和室（保育室）	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>

備考 略

2 略

町田市公民館条例新旧対照表（改正後）

別表（第7条関係）

1 施設使用料

施設の名称		使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール		<u>4,050</u>	<u>4,650</u>	<u>4,050</u>	<u>12,750</u>
諸活動室	学習室1	<u>900</u>	<u>1,000</u>	900	<u>2,800</u>
	学習室2	<u>1,550</u>	<u>1,750</u>	<u>1,550</u>	<u>4,850</u>
	学習室3	500	<u>600</u>	500	<u>1,600</u>
	学習室4	500	<u>600</u>	500	<u>1,600</u>
	学習室5	<u>600</u>	<u>700</u>	600	<u>1,900</u>
	学習室6	<u>600</u>	<u>700</u>	600	<u>1,900</u>
	学習室7	<u>800</u>	<u>950</u>	800	<u>2,550</u>
	視聴覚室	<u>1,550</u>	<u>1,750</u>	<u>1,550</u>	<u>4,850</u>
	調理実習室	<u>1,750</u>	<u>2,000</u>	<u>1,750</u>	<u>5,500</u>
	美術工芸室	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,250</u>	<u>3,950</u>
	プレイルーム	<u>800</u>	<u>950</u>	800	<u>2,550</u>
	音楽室1	<u>900</u>	<u>1,050</u>	900	<u>2,850</u>
	音楽室2	500	<u>600</u>	500	<u>1,600</u>
	和室1	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,300</u>
	和室2	<u>700</u>	<u>800</u>	700	<u>2,200</u>
	保育室	<u>1,850</u>	<u>2,100</u>	<u>1,850</u>	<u>5,800</u>

2 略

町田市公民館条例新旧対照表（改正前）

別表（第7条関係）

1 施設使用料

施設の名称		使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から午後零時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール		<u>3,400</u>	<u>3,900</u>	<u>3,900</u>	<u>11,200</u>
諸活動室	学習室1	<u>700</u>	<u>900</u>	900	<u>2,500</u>
	学習室2	<u>1,300</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>4,300</u>
	学習室3	500	<u>500</u>	500	<u>1,500</u>
	学習室4	500	<u>500</u>	500	<u>1,500</u>
	学習室5	<u>500</u>	<u>600</u>	600	<u>1,700</u>
	学習室6	<u>500</u>	<u>600</u>	600	<u>1,700</u>
	学習室7	<u>700</u>	<u>800</u>	800	<u>2,300</u>
	視聴覚室	<u>1,300</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>4,300</u>
	調理実習室	<u>1,500</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>4,900</u>
	美術工芸室	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,500</u>
	プレイルーム	<u>700</u>	<u>800</u>	800	<u>2,300</u>
	音楽室1	<u>800</u>	<u>900</u>	900	<u>2,600</u>
	音楽室2	500	<u>500</u>	500	<u>1,500</u>
	和室1	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,900</u>
	和室2	<u>600</u>	<u>700</u>	700	<u>2,000</u>
	保育室	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>5,100</u>

2 略

町田市健康福祉会館条例新旧対照表（改正後）

別表（第6条関係）

施設名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
講習室	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>

町田市健康福祉会館条例新旧対照表（改正前）

別表（第6条関係）

施設名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
講習室	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>

町田市わくわくプラザ条例新旧対照表（改正後）

別表（第14条関係）

施設名称	利用単位及び利用料金（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
第1会議室	600	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
第2会議室	300	400	400	1,100
講習室	<u>1,500</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>5,600</u>

町田市わくわくプラザ条例新旧対照表（改正前）

別表（第14条関係）

施設名称	利用単位及び利用料金（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
第1会議室	600	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
第2会議室	300	400	400	1,100
講習室	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,300</u>	<u>5,300</u>

町田市民フォーラム条例新旧対照表（改正後）

別表（第9条関係）

1 施設使用料

施設の名称			使用単位及び使用料（円）			
			午前	午後	夜間	全日
ホール			8, 550	11, 400	11, 400	31, 350
活動諸室	視聴覚室		1, 650	2, 200	2, 200	6, 050
	調理室		3, 300	3, 300	3, 800	10, 400
	和室（水屋は和室（3）を含む。）	(1)	550	700	700	1, 950
		(2)	550	700	700	1, 950
		(3)	300	400	400	1, 100
	第1学習室	A	700	950	950	2, 600
		B	700	950	950	2, 600
	第2学習室	A	700	950	950	2, 600
		B	700	950	950	2, 600

備考 略

2 略

町田市民フォーラム条例新旧対照表（改正前）

別表

1 施設使用料

施設の名称			使用単位及び使用料（円）			
			午前	午後	夜間	全日
ホール			7, 200	9, 600	10, 700	27, 500
活動諸室	視聴覚室		1, 400	1, 900	2, 100	5, 400
	調理室		2, 800	2, 800	3, 600	9, 200
	和室（水屋は和室（3）を含む。）	(1)	500	600	700	1, 800
		(2)	500	600	700	1, 800
		(3)	200	400	400	1, 000
	第1学習室	A	600	800	900	2, 300
		B	600	800	900	2, 300
	第2学習室	A	600	800	900	2, 300
		B	600	800	900	2, 300

備考 略

2 略

町田市男女平等推進センター条例新旧対照表（改正後）

別表（第9条関係）

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日
多目的実習室	<u>1, 300</u>	<u>1, 700</u>	<u>1, 700</u>	<u>4, 700</u>
活動室	<u>1, 300</u>	<u>1, 700</u>	<u>1, 700</u>	<u>4, 700</u>

備考 略

町田市男女平等推進センター条例新旧対照表（改正前）

別表（第9条関係）

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日
多目的実習室	<u>1, 100</u>	<u>1, 500</u>	<u>1, 600</u>	<u>4, 200</u>
活動室	<u>1, 100</u>	<u>1, 500</u>	<u>1, 600</u>	<u>4, 200</u>

備考 略

町田市民文学館条例新旧対照表（改正後）

別表第2（第12条関係）

1 施設使用料

施設の名称	定員（人）	利用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
大会議室	54（机あり） 108（机なし）	<u>2,500</u>	<u>2,850</u>	<u>2,850</u>	<u>8,200</u>
第1会議室	<u>12</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>1,300</u>
第2会議室	<u>12</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>1,300</u>
第3会議室	<u>6</u>	200	200	200	600
第4会議室	<u>12</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>1,300</u>
第5会議室	<u>12</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>1,300</u>
第6会議室	<u>30</u>	<u>1,150</u>	<u>1,300</u>	1,300	<u>3,750</u>
保育室	<u>12</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	700	<u>2,000</u>

備考 略

2 略

町田市民文学館条例新旧対照表（改正前）

別表第2（第12条関係）

1 施設使用料

施設の名称	定員（人）	利用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から午後 <u>零</u> 時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
大会議室	54（机あり） 108（机なし）	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>7,200</u>
第1会議室	<u>12</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,200</u>
第2会議室	<u>12</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,200</u>
第3会議室	<u>6</u>	200	200	200	600
第4会議室	<u>12</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,200</u>
第5会議室	<u>12</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,200</u>
第6会議室	<u>30</u>	<u>900</u>	<u>1,200</u>	1,300	<u>3,400</u>
保育室	<u>12</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	700	<u>1,800</u>

備考 略

2 略